

## 川崎市告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

令和8年5月27日

川崎市長 福田紀彦

令和8年度 施術（あん摩・マッサージ）の部 指定（新規・開設）

指定番号	指 定 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	施術者指名
川-4705	令和8年4月10日	ハートスマイルマッサージ麻生 麻生区千代ヶ丘4-21-168	川嶋 駿介

令和8年度 施術（はり・きゅう）の部 指定（新規・開設）

指定番号	指 定 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	施術者指名
川-7400	令和8年4月1日	オーロラ訪問鍼灸マッサージ治療院 大田店 東京都大田区多摩川1-7-11 榎本静雄ビル202	高栖 慧
川-7401	令和8年4月10日	ハートスマイルマッサージ麻生 麻生区千代ヶ丘4-21-168	川嶋 駿介